

細則9

マイスタ制度に関する細則

(目的)

第1条 本会運営の円滑、会員の技術向上の強化を図るためにマイスタ制度を設ける。

(マイスタ制度の種類)

第2条 マイスタは、シニア・マイスタ、マイスタおよびテクニカル・マイスタの3種類とする。

第3条 各マイスタが対応できる範囲は次の通りとする。

シニア・マイスタは、B講習会、A講習会、研修会および実技講習において講師を行える。

マイスタは、A講習会、研修会および実技講習において講師を行える。

テクニカル・マイスタは、実技講習において講師を行える。

(資格取得要件：申請時の要件)

第4条 資格取得を希望する者は申請時に次項の要件を満たしている者であることとする。

2 シニア・マイスタは、マイスタとしてA講習会において2回以上講師を行った者であること。

3 マイスタは、テクニカル・マイスタを保有する者、もしくは同等の能力を有する者。または磁気コンパスの製造に関わる法人会員の代表もしくはその代表が指名した社員。

4 テクニカル・マイスタは、コンパス・アジャスタ証の取得後4年以上で通算20隻以上の自差修正の経験を有する者。または同等以上の知識・技能がある者。

(資格認定と審査)

第5条 資格認定は理事会で行う。資格審査は理事会で指名された者が行う。

2 シニア・マイスタおよびマイスタの資格申請者（以後、申請者）は、所属支部長および理事を通じて会長に資格要件に関する履歴等を記載した申請書（様式適宜）を提出する。

2-1 会長は、申請書の資格要件を確認し、申請者に対して当該資格の講義項目の課題を「整備技術指導書」から出題する。

2-2 理事会は、申請者が提出した課題に対するレポートを基に審査を行なう。

2-3 前項の審査の合格者に対して、講義および実技実習で模擬講義等により評価試験を行ない最終審査を行う。

2-4 最終審査の合格者は、理事会で認定を受け、資格を授与される。

3 テクニカル・マイスタを希望する者は、理事および支部長を通じて会長に資格要件に関する履歴等を記載した申請書（様式適宜）を提出する。

3-1 会長は、申請書の資格要件を確認し、理事会で認定する。

4 資格審査のための交通費は、シニア・マイスタおよびマイスタの各申請時の初回に限り細則で規定される交通費の半額を支給する。日当は支給しない。

5 資格申請料は別に規定する。

(資格の有効期間)

第6条 各マイスタは能力を喪失した時には資格を失うものとする。

第7条 能力喪失の判定は理事会で行う。

(内容の解説：一度資格を取得したならば認知症、アジャスタ証の非更新や廃業までは資格を継続して保持できるものとししました。本人からの能力喪失の申し出は難しいことを考慮して、能力の有無は理事会での判定としています)

(処遇および待遇)

第8条 マイスタに認証されたアジャスタは、認定証とピンバッジを授与する。また氏名を会誌に掲載するとともに名簿およびホームページにも明示する。

2 総会において授与式を行う。

3 講師として講習会および研修会に参加する時には規定の旅費を支給する。

4 マイスタ資格保持者本人は研修会参加費の減免を受けることができる。研修会参加費の減免内容は別に規定する。

以上